

山形労基発 0917 第 3 号
令和 6 年 9 月 1 7 日

関係各位

山形労働局労働基準部長



労働安全衛生法に基づく各種報告の電子申請義務化及び
労働者死傷病報告の報告事項の改正について

日頃より、労働基準行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、じん肺法（昭和 35 年法律第 30 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）及び労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）並びにこれらに基づく関係省令では、労働者の被災状況や健康状態、事業者が講ずべき措置の実施状況等を適切に把握し、これら法令で定める義務等の履行の確保等につなげるため、事業者には各種報告の提出について義務を課しております。

今般、じん肺法施行規則等の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 45 号）が令和 7 年 1 月 1 日から施行され、原則、下記の報告については電子申請が義務化されます。また、それに伴って労働者死傷病報告の報告事項が別添のとおり改正されます。

つきましては、傘下会員等への周知に特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

記

【電子申請が義務化される報告】

- ア じん肺健康管理実施状況報告
（じん肺法施行規則第 37 条、様式第 8 号）
- イ 総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告
（労働安全衛生規則第 2 条、第 4 条、第 7 条、第 13 条、様式第 3 号）
- ウ 定期健康診断結果報告書
（労働安全衛生規則第 52 条第 1 項、様式第 6 号）
- エ 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書

- (労働安全衛生規則第52条第2項、様式第6号の2)
- オ 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書
(労働安全衛生規則第52条の21、様式第6号の3)
- カ 労働者死傷病報告
(労働安全衛生規則第97条、様式第23号、様式第24号)
- キ 有機溶剤等健康診断結果報告書
(有機溶剤中毒予防規則第30条の3、様式第3号の2)
- ク 事業の附属寄宿舍内での災害報告
(労働基準法施行規則第57条、安衛則様式第23号、様式第24号)

詳しくはこちらをご覧ください。

【労働安全衛生関係の一部の手続の電子申請が義務化されます】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001281755.pdf>



【労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化されます
(令和7年1月1日施行)】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei_00002.html



【帳票入力支援サービスを活用した労働者死傷病報告の電子申請方法について
(令和7年1月1日から)】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001292159.pdf>



【労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス】

<https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/>



【お問合せ先】

山形労働局労働基準部健康安全課
TEL 023-624-8223